

## 令和4年度 第2回

# 茨木市国民健康保険運営協議会

- 日 時 令和5年2月2日（木）  
午後2時から
- 場 所 茨木市役所 南館8階中会議室

### 《次 第》

#### 1 諮 問

保険料算定等に関する改正について（資料1～3）

#### 2 報 告

令和4年度茨木市国民健康保険事業の状況について（資料4）

令和5年度国民健康保険料の試算について（資料5）

資料1 国民健康保険料の算定に関する改定について

資料2 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて

資料3 出産育児一時金支給額の増額について

資料4 令和4年度茨木市国民健康保険事業の状況について

資料5 令和5年度茨木市国民健康保険料の試算について

# 国民健康保険料の算定に関する改定について

国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料算定に関する条例改正を行い、保険料の算定方法の変更を行います。

## 令和5年度税制改正の大綱による国民健康保険法施行令の改正に伴う変更

### ● 低所得者に対する保険料軽減の判定基準の見直し

#### (概要)

物価上昇の影響により、所得に応じて保険料軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定所得基準額の引き上げを行います。

#### 【改正内容】

7割軽減 【据置】	基礎控除額(43万円)(※1) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)(※2)	基礎控除額(43万円)(※1) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)(※2)
5割軽減 【見直し】	基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)	基礎控除額(43万円)+29万円×被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)
2割軽減 【見直し】	基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)	基礎控除額(43万円)+53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)

(※1) 給与所得控除、年金所得控除が税改正に伴い10万円減額されることにより、所得が増となる為、基礎控除額を10万円引上げることで、軽減判定結果が変わらないよう調整する。

(※2) 世帯中の国保被保険者に給与所得や年金所得のある被保険者がいる場合、同様に所得控除の変更に伴う所得の増を調整する為、人数分10万円を加算する。

#### (施行期日)

令和5年4月1日

#### (該当条文)

茨木市国民健康保険条例第39条、附則

#### (市民への周知)

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

### ● 保険料賦課限度額の改正

#### (概要)

中間所得者層の保険料負担を軽減するため、基礎賦課限度額に係る賦課限度額が引き上げられます。

**【改正内容】**

法令の基準に基づき、後期高齢者支援金等賦課限度額を「20万円」から「22万円」に改めます。

なお、法令の規定を引用する条文となっているため、条例の改正は発生しません。

**（施行期日）**

令和5年4月1日

**（該当条文）**

茨木市国民健康保険条例第30条

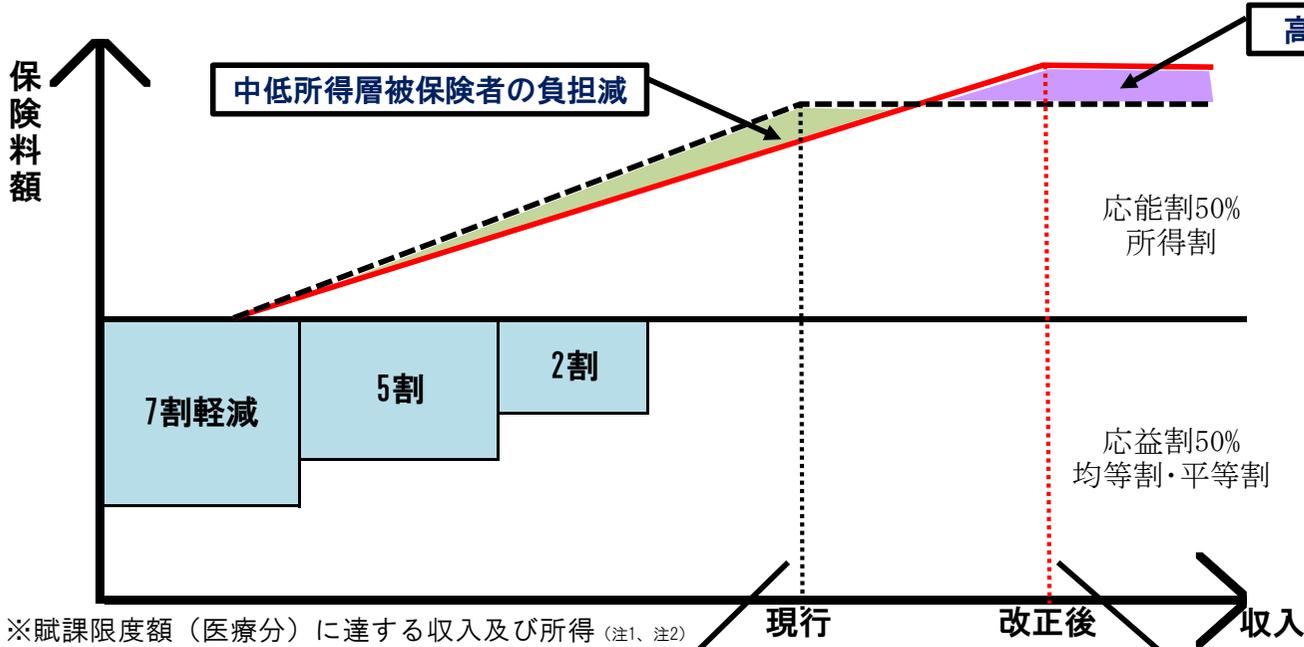
**（市民への周知）**

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

# 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

医療保険の保険料に係る国民の負担の公平の確保のため、国民健康保険料の賦課限度額について、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近付くよう段階的に賦課限度額を引き上げる。  
 (被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%~1.5%となるよう法定されている)

**➡ 賦課限度額の引き上げにより、高所得層により多く負担してもらい、低・中間所得層の負担を軽減する。**



改正内容(世帯割合は厚労省の見込み)

		現行	見直し	差額(円)
医療分	金額	65万円	65万円	0万円
	限度超世帯割合	1.59%	1.59%	0.00
支援金分	金額	20万円	22万円	2万円
	限度超世帯割合	2.55%	2.13%	▲0.42
介護分	金額	17万円	17万円	0万円
	限度超世帯割合	0.87%	0.87%	0.00
合計	金額	102万円	104万円	2万円
	限度超世帯割合	1.56%	1.51%	▲0.05

令和2年度国民健康保険実態調査に基づき、令和5年度における状況を推計

給与収入 約955万円/年金収入 約953万円  
 (給与所得 約760万円/年金所得 約760万円)

給与収入 約995万円/年金収入 約995万円  
 (給与所得 約800万円/年金所得 約800万円)

＜参考＞ 前回改訂(令和4年度)  
 医療分 : 63万円 → 65万円(+2万円)  
 支援金分 : 19万円 → 20万円(+1万円)  
 介護分 : 17万円 → 17万円(据置)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。  
 (注2) 保険料率等については令和4年度の保険料率を用いて試算。

## 出産育児一時金支給額の増額について

### (1) 制度概要

- ・ 出産に関する費用負担の軽減のために、出産時に一定の金額が支給される制度。
- ・ 直接支払制度を利用すると、支給額の相当分が医療機関で支払う出産費用から減額される。
- ・ 出産費用が出産育児一時金の額未満であった場合の差額や、直接支払制度を利用しない場合は、市へ申請することにより、本人に支給される。

### (2) 改正内容

厚生労働省に設置されている審議会である社会保障審議会医療保険部会の議論を踏まえ、国において被保険者の出産に対し支給される出産育児一時金支給額を上げる方針が示され、健康保険法施行令等の改正が行われることから、所要の改正を行う。

#### [出産育児一時金支給額]

単位：円

	改正前(a)	改正後(b)	差引(b-a)
出産育児一時金	408,000	488,000	80,000
産科医療補償制度加算(※)	12,000	12,000	0
合計	420,000	500,000	80,000

※ 出産事故で新生児が重度脳性麻痺になった際に、総額 3,000 万円を支払い、子どもと家族の経済的負担を補償し、紛争の防止および早期解決を図るもの。

民間保険（日本医療機能評価機構）を活用して実施され、医療機関が支払う掛け金は、出産育児一時金への加算により保険者（茨木市国保）が負担する。

### (3) 令和5年度予算への影響

#### [国保特会]

- ・  $80 \text{ 千円} \times 150 \text{ 人 (支給件数見込)} = 12,000 \text{ 千円}$ （総額： $500 \text{ 千円} \times 150 \text{ 人} = 75,000 \text{ 千円}$ ）
- ・  $12,000 \times 2/3 = 8,000 \text{ 千円}$ を一般会計繰入金に計上（交付税措置あり）
- ・ 令和5年度に限り、支給1件当たり5,000円の国庫補助あり（国保特会に計上）

#### [参考（支給件数実績）]

R2：137件、R3：139件、R4：134件（見込）

# 令和4年度 茨木市国民健康保険事業の状況について

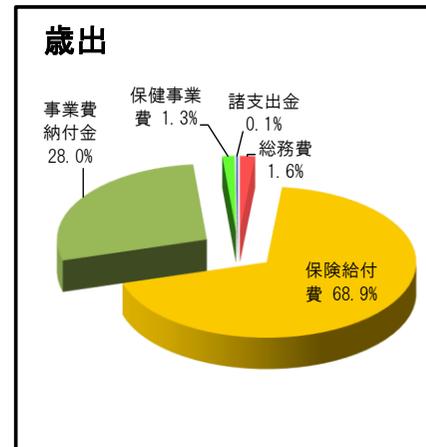
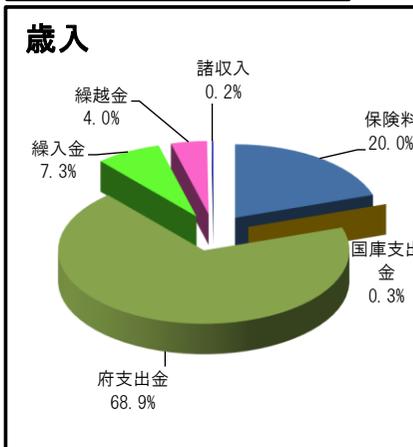
## 財政の状況

- 被保険者数及び保険給付費**  
被保険者数については、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行していることなどから、前年度比で▲2,336人(▲4.6%)減少する見込みです。  
また、保険給付費については、被保険者数の減少により、前年度比で▲約0.9億円(▲0.5%)減額となるものの、一人当たり医療費は増加(+16,856円)する見込みです。
- 保険料収納状況**  
新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した被保険者については、適切に保険料の減免を適用することにより、保険料収納率は前年を上回ることが見込まれます。(現年0.85%、滞繰0.49%上昇)

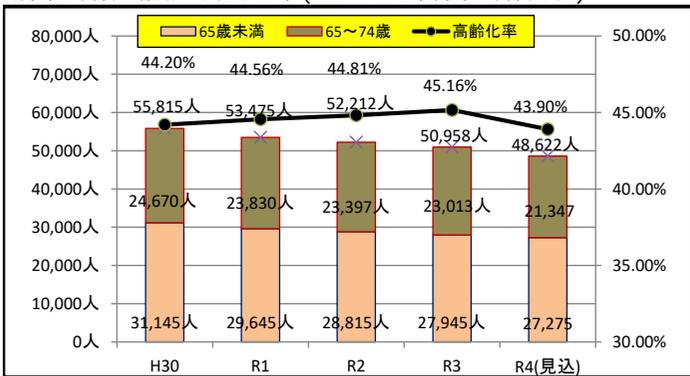
## 事業の実施状況

- キャッシュレス納付方法の拡充**  
国民健康保険料の納付について、従前の「PayPay」「LINE Pay」に加え、令和4年9月1日から、「au PAY」「d払い」「J-coin PAY」の利用を開始
- 子どもの均等割保険料の軽減**  
国の制度開始に伴い、子育て世帯の負担軽減を目的として、全世界帯の未就学児に係る均等割保険料の半額を軽減
- 特定健診受診率向上対策の実施**  
①対象者の特性に応じた勧奨通知を送付  
②健康マイレージを活用したポイント付与
- 重症化予防対策の充実**  
①医薬連携による糖尿病性腎症重症化予防事業の継続実施  
②生活習慣病の治療を要する人を受療につなげる取組等

## 決算見込に占める割合



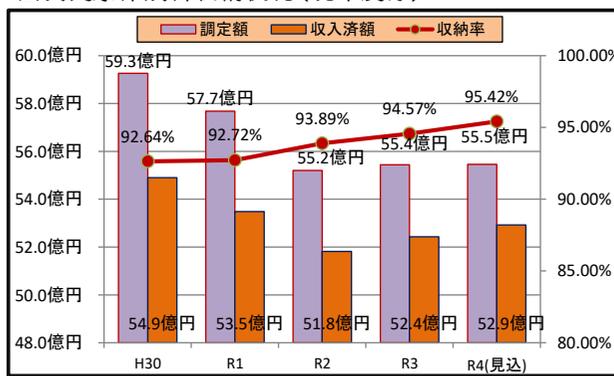
被保険者数推移・高齢化率(65~74歳被保険者割合)



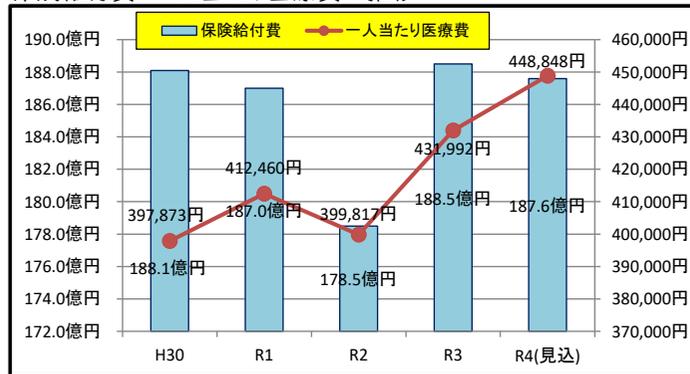
特定健診受診状況



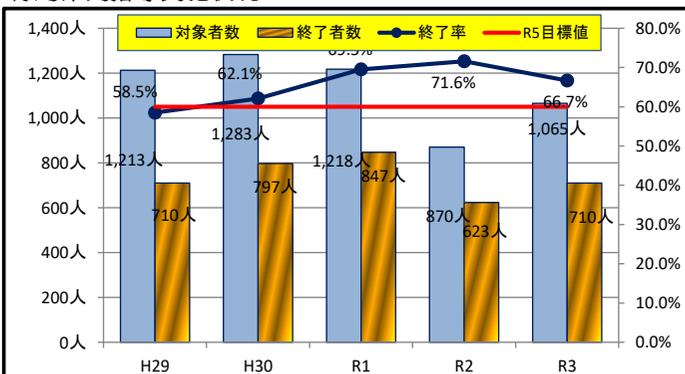
国民健康保険料収納状況(現年度分)



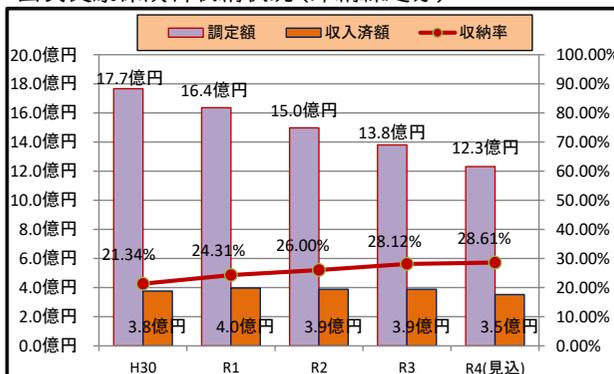
保険給付費・一人当たり医療費の推移



特定保健指導実施状況



国民健康保険料収納状況(滞納繰越分)



## 令和5年度茨木市国民健康保険料の試算について

大阪府から割り当てられた令和5年度事業費納付金から、大阪府と市が実施する激変緩和措置を反映した一人当たり保険料の試算値です。

令和5年度保険料率につきましては、被保険者の令和4年所得に基づき6月に本算定を行い確定します。

### ●一人当たり保険料比較

(円)

	令和4年度 茨木市本算定 (a)	令和5年度 大阪府標準 保険料率 (b)	令和5年度 茨木市試算値 (c)	R5試算値から R5標準料率の 増加額 (b-c)	R4本算定から R5市試算の 増加額 (c-a)
医療分	95,629	112,213	105,872	6,341	10,243
支援金分	30,222	35,392	33,858	1,534	3,636
<b>合計 (介護含まず)</b>	<b>125,851</b>	<b>147,605</b>	<b>139,730</b>	<b>7,875</b>	<b>13,879</b>
介護納付金分	30,625	37,780	35,115	2,665	4,490
<b>合計 (介護含む)</b>	<b>156,476</b>	<b>185,385</b>	<b>174,845</b>	<b>10,540</b>	<b>18,369</b>